(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 4月 2日

三重県知事 殿

提出者

住所 三重県四日市市羽津山町10番8号

氏名 四日市羽津医療センター 院長 山本 隆行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 059-331-2000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	四日市羽津医療センター					
事業場の所在地	三重県四日市市羽津山町10番8号					
計画期間	024年4月1日~2025年3月31日					
当該事業場において現に行	っている事業に関する事項					
① 事業の種類	P83 医療、福祉/ 医療業					
② 事業の規模	総合病院 病床数226床					
③ 従業員数	583人					
④ 特別管理産業廃棄 物の一連の処理の 工程	1.院内の各部署にて感染性廃棄物が発生 2.専用容器に梱包 3.清掃業者が感染性廃棄物保管庫へ搬送 4.週2回、委託業者が収集運搬 5.処分委託業者が焼却(サーマルリサイクル)【認定熱回収業者】 6.焼却灰を焙焼(無害化)【土壌汚染対策法に基づく認定施設】 7.焙焼後は土木資材としてリサイクル					

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)【副院長】管理者:廃棄物適正管理の方針決定・総括責任・企画及び マニュアルの承認・各種事項の決定と承認

【総務企画課長】処理責任者:廃棄物適正管理の方針の周知徹底・維持、改善の管理・企画及びマニュアルの管理・教育の企画 【医長、看護局副部長、看護局師長・看護副師長】処理推進者:廃棄物適正管理の維持

、改善の推進・承認事項の推進・教育の推進 【総務企画課施設担当】処理担当者:監督官庁への報告事項・廃棄物適正管理に関する 情報公開・マニフェストの管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(前年度実績) 特別管理産業廃棄物の種類	可別官埋厍耒廃栗物	の排出の抑制に関する事項										
排出量		【前年度実績】										
(これまでに実施した取組) ・病院から出る新しいゴミ(診療材料等)を調査し、廃棄物分別表に記載。 ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の周知徹底。 ・廃棄物の観点から、診療材料も検討。 【 目標 】 特別管理産業廃棄物の種類 排出量		特別管理産業廃棄物の種類										
 病院から出る新しいゴミ(診療材料等)を調査し、廃棄物分別表に記載。 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の周知徹底。 廃棄物の観点から、診療材料も検討。 【目標】		排出量	に記載してください。									
・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の周知徹底。 ・廃棄物の観点から、診療材料も検討。 【 目標 】 特別管理産業廃棄物の種類 排出量 (今後実施する予定の取組) ・医療現場での感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導。 ・CO2削減の観点から、診療材料も検討。 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)感染性産業廃棄物・廃棄物分別表の見直し・廃棄物分別表の見直し・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)感染性産業廃棄物・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。		(これまでに実施した取組)										
特別管理産業廃棄物の種類	①現状	・感染性廃棄物と非感染性廃棄物	・病院から出る新しいゴミ(診療材料等)を調査し、廃棄物分別表に記載。 ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別の周知徹底。									
#出量 (今後実施する予定の取組) ・医療現場での感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導。 ・CO2削減の観点から、診療材料も検討。 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・廃棄物分別表の見直し ・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・設置場所には掲示する。		【目標】										
(今後実施する予定の取組) ・医療現場での感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導。 ・CO2削減の観点から、診療材料も検討。 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・廃棄物分別表の見直し ・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の 設置場所には掲示する。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。		特別管理産業廃棄物の種類	┃ この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄									
②計画 ・医療現場での感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導。 ・CO2削減の観点から、診療材料も検討。 ・問題を (分別に関する事項 ・分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性産業廃棄物・廃棄物分別表の見直し・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。 ・(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性産業廃棄物・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。		排出量										
②計画 ・医療現場での感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別指導。 ・CO2削減の観点から、診療材料も検討。 ・問題を (分別に関する事項 ・分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性産業廃棄物・廃棄物分別表の見直し・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。 ・(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性産業廃棄物・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。												
・CO2削減の観点から、診療材料も検討。 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・廃棄物分別表の見直し ・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 ・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。	②計画											
 感染性産業廃棄物 ・廃棄物分別表の見直し ・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組感染性産業廃棄物 ・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。 	寺別管理産業廃棄物	の分別に関する事項										
 感染性産業廃棄物 ・廃棄物分別表の見直し ・廃棄物分別表を各職場に配布し、廃棄物の排出場所やごみ箱等の設置場所には掲示する。 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組感染性産業廃棄物 ・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。 		(分別している特別管理産業廃	産物の種類及び分別に関する取組)									
感染性産業廃棄物 ・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。	①現状	感染性産業廃棄物 ・廃棄物分別表の見直し ・廃棄物分別表を各職場に配布し										
・新しく排出されるゴミ(診療材料等)の感染の有無確認と徹底周知。												
		(今後分別する予定の特別管理	産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)									
❷計画		感染性産業廃棄物										
	@=! T	感染性産業廃棄物										
	②計画	感染性産業廃棄物										
	②計画	感染性産業廃棄物										

	自ら行う特別管理産業	廃棄物の再生利用に関する事項	
		【 前年度実績 】	
		特別管理産業廃棄物の種類	┃
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃	に記載してください。
		乗物の量 (これまでに実体した取組)	
) ①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない。	
	① 玩 仏	一条他のでいない。	
		【 目標 】	
		特別管理産業廃棄物の種類	┃
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄	に記載してください。
		物の量	
	2計画	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。	
	❷計画	一夫心が足なり。	
	_ 自ら行 う 特別管理産業	廃棄物の中間処理に関する事項	
		【前年度実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄
		物の量	に記載してください。
		自ら中間処理により減量した特別管理 産業廃棄物の量	
		(これまでに実施した取組)	-
	①現状	・実施していない。	
		【 目標 】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄
		の量 自ら中間処理により減量する特別管理	に記載してください。
		産業廃棄物の量	
		(今後実施する予定の取組)	
	②計画	・実施予定なし。	
1			

自ら行う特別管理産業	廃棄物の埋立処分に関する事項										
	【前年度実績】										
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3 この欄へは記入せず、別紙3	の「前年度実績」欄								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃 棄物の量	に記載してください。									
	(これまでに実施した取組)	·									
①現状	・実施していない。										
	【 目標 】										
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3	の「今年度日堙」燗								
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄	に記載してください。	1001 7 千及日1示11闸								
	物の量 (今後実施する予定の取組)										
②計画	・実施していない。										
特別管理産業廃棄物の	の処理の委託に関する事項										
	【前年度実績】										
	特別管理産業廃棄物の種類										
	全処理委託量										
	優良認定処理業者への処 理委託量		5 A 5 A 5 A 5 A 5 A 5 A 5 A 5 A 5 A 5 A								
	再生利用業者への処理委 託量	この欄へは記人せず、別刹に記載してください。	は3の 前年度実績]欄								
	認定熱回収業者への処理 委託量										
①現状	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量										
	(これまでに実施した取組)										
	・優良認定処理業者に処理の委託を行っている。										
	・委託先の現地確認を実施している。										

(第5面)

		(第5面/		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		全処理委託量		
		優良認定処理業者への処 理委託量		
		再生利用業者への処理委	この欄へは記入せず、別紙3の「st に記載してください。	₹年度目標」欄
		託量		
		認定熱回収業者への処理 委託量		
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理		
		委託量		
	②計画	(今後実施する予定の取組)		
	C 市画	・現状を継続する。		
	•	【前年度(2023年度)実績 】		
		特別管理産業廃棄物排出量		64 t
		(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		04 (
		(今後実施する予定の取組)		
		・電子マニフェストシステムに加入		
	電子情報処理組織の	・産業廃棄物について全て電子マ・電子マニフェストの利用割合(電		術している。
	使用に関する事項			
※ ■	事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額 (前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事 業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理 産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標 及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物 の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙 のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9 欄及び※欄は記入しないこと。

}	記入願います
	記入不更です

			ア	1	ゥ	ェ	+	+1	+	ク	ケ		+	シ	ス	ب ل	У	タ	チ		
廃棄物の種類 項目 現状/計画		,	1			オ	カ	+	9	')	7	9	· ·	^	セ	/	"	7	合計量	合計量 PCB廃棄	
		引火性 廃油	腐食性廃 酸pH2以下	腐食性 廃アルカリ pH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ	(t)	物を除く (t) *	
特別管理産業 廃棄物の排出 の抑制に関す る事項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	前年度実績																		0	C
	1	今年度目標	0.4			63														63.4	
	自ら再生利用を 行う特別管理	前年度実績																		0	
産業廃棄物の 再生利用に 関する事項	産業廃棄物の量 ②+8	今年度目標																		0	
	自ら熱回収を行 う特別管理産業	前年度実績																		0	
自ら行う特別 管理産業	廃棄物の量 ⑤	今年度目標																		0	
廃棄物の中間 処理に関する 事項	自ら中間処理 により減量する	前年度実績																		0	
	特別管理産業 廃棄物の量⑦	今年度目標																		0	
口生生木	自ら埋立処分を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																		0	
廃棄物の 埋立処分に 関する事項		今年度目標																		0	
	全処理委託量	前年度実績																		0	
		今年度目標	0.4			63														63.4	
	⑩のうち優良 認定処理業者	前年度実績																		0	
	への処理委託量	今年度目標	0.4			63														63.4	
特別管理産業 廃棄物の処理	⑩のうち再生利用業者への	前年度実績																		0	
の委託に関する事項	処理委託量 ①	今年度目標																		0	
	⑩のうち認定 熱回収業者への	前年度実績																		0	
	熟回収集者への 処理委託量 13	今年度目標	0.4			63														63.4	
	⑩のうち認定 熱回収業以外の	前年度実績																		0	
	熱回収を行う 業者への処理 委託量 ⑭	今年度目標																		0	
	特別管理産業		里計画宝 牌	5. 大汉報告	書(様式質	2号の14)を提出す	る事業者(ま 本シー	トの前年度	宝金組へ	の記入は	不要です。	記入して#	美し支え	いません	が その際	14			

⁽注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第2号の14)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。記入しても差し支えありませんが、その際は、 様式第2号の14 別紙4の報告数値と一致していることを確認してください。

⁽参考) 各項目の白抜き番号は、様式第2号の14 別紙4の項目番号です * PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物とは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。